

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第三号

平成二十二年埼玉県流域下水道告示第四号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。